

策定年月日	平成 7 年 3 月 31 日
変更年月日 (第 1 回)	平成 14 年 4 月 1 日
変更年月日 (第 2 回)	平成 18 年 8 月 29 日
変更年月日 (第 3 回)	平成 18 年 11 月 20 日
変更年月日 (第 4 回)	平成 22 年 6 月 4 日
変更年月日 (第 5 回)	平成 26 年 9 月 30 日
変更年月日 (第 6 回)	令和 3 年 3 月 30 日
変更年月日 (第 7 回)	令和 5 年 9 月 29 日

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5 年 9 月

日 吉 津 村

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 日吉津村農業の現状と課題

日吉津村は、全域が都市計画区域であり、大きく市街化区域と市街化調整区域に区分されるが、市街化調整区域は、全域が農業振興地域である。日野川右岸下流一帯に広がる砂壌土地帶で、国道431号以南は、概ね水田地帶、同以北は、水田と畑の混在地帶となっている。

本村においては、主に兼業農家による都市近郊型農業が営まれ、水田を中心として、水稻のほか、大豆・白ねぎ・ブロッコリー等の生産が行われているが、他の地域に比べて農地全体の面積が少なく、一筆あたりの面積も小さいため、農地の集積・集約化にも限界があり、農業経営の拡大・効率化が図りにくい環境にある。

そのようななか、数十年にわたり全村をエリアとする転作ブロックローテーションの取り組みにより、全農業者の協力による地域農業の展開がなされてきた。また、徐々にではあるが、農業者が個人的に畠畔の一部除去に取り組むなど、農作業の省力化が少しずつ図られてきている。また、近年、村外の農業者が多く参入され、畠地を中心とした農地の有効活用が図られてきている。

しかし、本村の農地利用は水田中心のため畠地の多くは低利用であり、また、水田インフラの劣化が進んでいる。そして、全国的な傾向と同様に、急激な高齢化、後継者不足が深刻な状況で、耕作放棄地の問題も含め、本村の農業は存続の危機にある。

このようななか、本村の農業が衰退しないように、農地中間管理事業や多面的機能支払制度、各種支援制度等の活用、また、人・農地チーム会議による幅広い問題解決に向けた協議により、この5年間において一定程度の農業生産を維持してきた。

とりわけ、平成29年に大規模な担い手農家が急逝されたことで至急の農地利用調整が必要となったところ、30ha近くの農地について、関係各機関等の連携と農地中間管理事業の活用により、多くの農地の利用調整を行ってきた。

### 2 施策展開の方向と目指すべき農業構造

本村農業を取り巻く環境は、今後さらに高齢化が進む状況にあり、担い手の経営が健全に次世代に継承され、将来に渡って発展するとともに、地域農業の持続性を高めるには、産業政策、地域政策を車の両輪とした施策展開を図っていくことが必要である。したがって、安定的に地域農業を担うことができる経営体の育成を基本にしつつ、女性、兼業青年、退職高齢者等の多様な人材の参画を進めていくこととする。

そのための基礎として、地域計画の策定に向けた話し合いを進めつつ、小規模農家等の協力のもと、担い手が効率よく営農展開していく仕組の構築、担い手のみでは困難な農地の保全、維持管理を地域の共同活動として展開していく取組について、多面的機能支払制度を活用しながら、支援していくものとする。

併せて、農業委員会による農地利用最適化に向けた活動を推進するとともに、守り活かすべき農地と非農地化すべき農地の仕分けを行いながら、担い手への農地の集積・集約化をより一層進めていくことを目指す。

また、平成30年、令和元年と実施した集落座談会での意見等をふまえ、農業者と行

政が現状や課題を共有し、様々な主体と協働しながら、本村の農業を将来にわたって持続可能なものとしていくことを目標に、令和4年3月に「日吉津村農業将来ビジョン」を策定したところであるが、今後は、ビジョンに沿って、本構想との関連のもとに多様な人材の参加を促す施策を推進することとする。

そして、今後の効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、本構想に掲げる目標等の達成状況を進捗管理する観点から、農業経営体について、次のとおり位置付ける。

分類	内容
個別経営体	認定農業者※+基本構想水準到達者 ※農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者（以下同じ）
組織経営体	地域内の営農を一括管理・運営する営農組織
準経営体	認定新規就農者※+人・農地プランに位置付けられた中心経営体（個別経営体、組織経営体、認定新規就農者との重複を除く） ※新たに農業経営を営もうとする青年等で、法第14条の4第1項の規定により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者
その他経営体	上記以外の販売農家及び自給的農家

## (1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

### ア 個別経営体の育成

本村の個別経営体の現状は、2つの大規模経営体が中心となっており、規模拡大や経営基盤の強化を一層推進するため、経営体の要望を踏まえながら、農地の集約とともに、区画の大型化を推進していくものとする。

### イ 組織経営体の育成

本村では現在、集落営農組織は存在しないが、取り組み意欲のある地域においては集落営農の組織化を推進することとし、関係機関等と連携を図りながら、支援していくこととする。

### ウ 準経営体の育成

「人・農地プラン」において位置付ける中心経営体のうち認定農業者等以外の者について、今後5年間の経営改善計画の策定を推進し、積極的に認定していくものとし、上記の個別経営体と同様に支援を行うものとする。

### エ その他経営体の育成

上記以外の販売農家や自給的農家は、規模拡大の対象とならない農地などの営農の継続、村内の直売所を利用した農作物販売の実施など、地域農業にとって欠かすことのできない重要な存在であることをふまえ、営農が持続できるよう支援していく。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

地域の農業を将来にわたって持続可能なものとするには、ある程度長期に農業経営に携わることのできる青年等を安定的に確保することが重要であり、新たに農業経営を営もうとする青年等が農業経営開始から5年後に達成すべき指標を明らかにし、その育成・確保を図っていくものとする。

基本的には、本村及び周辺地域の優良事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、地域に定着しながら、農業で生計が成り立つ程度の年間所得を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年や定年退職者等を育成・確保するにあたっては、独立就農や親元就農などの形態にかかわらず、本県における青年農業者等育成センターとして位置付けられている公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、鳥取西部農業協同組合、西部農業改良普及所等の関係機関と人・農地チーム会議の開催などを通じて、連携や情報の共有をはかり、将来の地域農業の担い手を育成する体制を構築する。

そして、上記の支援体制や支援制度等を青年農業者等に十分に周知し、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくものとする。そのための相談窓口の強化を図っていく。

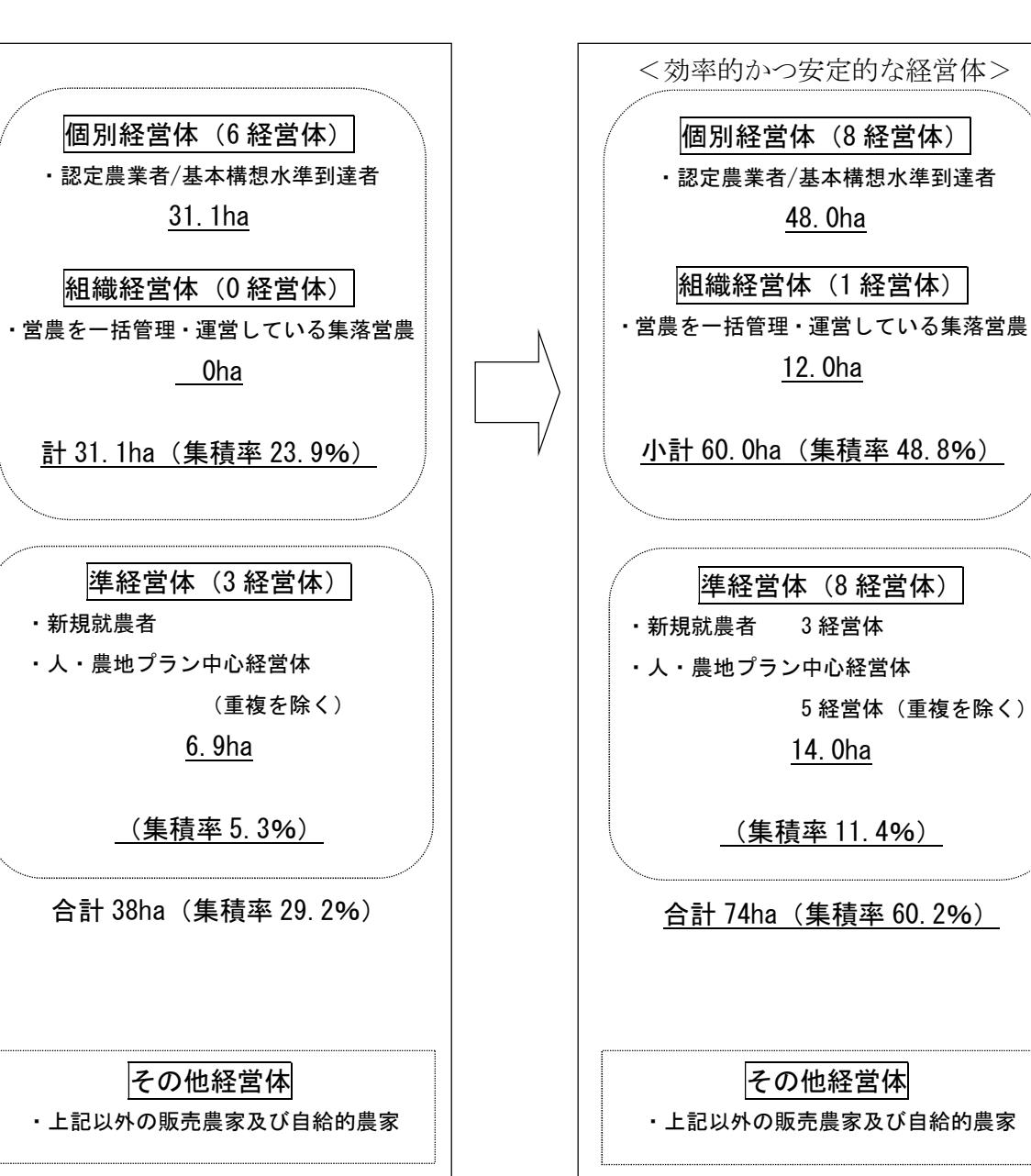
### (3) 目指すべき農業構造の展望

10年後（令和10年）の本村の農業構造を展望したとき、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードしていくような個別経営体や準経営体が育つ一方で、その他経営体のうち、高齢化や後継者の不在等により、経営規模の縮小、あるいは離農する農家も見込まれる中、地域共同活動を支援する多面的機能支払制度を十分に活用しながら、効率的かつ安定的な農業経営とそれらが担う農地利用の姿を次のとおり展望し、その実現に向けて、関係機関との共通認識を十分に図りながら、施策誘導を図っていく。

< 現状（令和元年） >

総農家数	148戸	→	111戸
耕地面積	130ha	→	123ha

< 10年後（令和10年） >



## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 農業経営モデル策定の前提

#### (1) 経営モデル設定の基本的考え方

鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）に示された効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考に、第1の2の(1)に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町で展開している農業経営を踏まえて策定した。

#### ◎目標とする水準

年間労働時間	主たる従事者 : 概ね 1,800 時間
年間農業所得	主たる従事者 1人当たり : 概ね 300 万円

（注）従事分量配当を行う法人の場合の年間農業所得は一経営体当たり概ね 300 万円

#### (2) 試算の考え方

生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、既に確立した先進技術の導入、物財費の節減等、低コスト生産営農体系を念頭に置いて試算した。

### 2 農業経営モデル類型

モデル類型ごとの基本的指標については、巻末に参考資料として添付した。なお、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

## 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

### 1 農業経営モデル策定の前提

#### (1) 経営モデル設定の基本的考え方

第1の2の(2)に掲げる新たに農業経営を営もうとする青年等が就農5年後に達成すべき農業経営の指標として、本村における効率的かつ安定的な農業経営の目標とする水準を考慮し、その8割程度を達成しうる農業経営を基本に策定した。

#### ◎目標とする水準

年間労働時間	主たる従事者 : 概ね 1,800 時間
年間農業所得	主たる従事者 1人当たり : 概ね 240 万円

#### (2) 試算の考え方

生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、既に確立した先進技術の導入、物財費の節減等、低コスト生産営農体系を念頭に置いて試算した。

### 2 農業経営モデル類型

モデル類型ごとの基本的指標については、巻末に参考資料として添付した。なお、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

## **第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**

### **1 農業を担う者の確保及び育成の考え方**

本村の農産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本村農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する個別経営体や組織経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの経営体を幅広く確保し、効率的かつ安定的な農業経営を育成していく必要がある。

このため、本基本構想の「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、村内で安心して就農し、定着できるよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域へのごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携し、一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、担い手と同様、地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等の総合的なサポートを行う。

このほか、本村における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

### **2 本村が主体的に行う取組**

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、鳥取県農業経営・就農支援センターや鳥取西部農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本基本構想に基づく青年等就農計画を策定し、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるようフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### **3 関係機関との連携・役割分担の考え方**

本村は、鳥取県、農業委員会、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構、鳥取西部農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行なながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地等のあっせん、就農後の定着に向けたサポート等

を以下のとおり実施する。

- (1) 鳥取県農業会議、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、情報提供、紹介・あつせん等を行う。
- (2) 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、農業委員会、鳥取西部農業協同組合等と連携し、地域における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージなど、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、鳥取県及び鳥取県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、鳥取西部農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、鳥取県及び鳥取県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、鳥取県農業経営・就農支援センター、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要な支援を行う。

### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 農地利用集積とシェアの目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェアの目標
74 ha	60.2%

#### 2 推進方針

農地の利用集積については、農業経営基盤強化促進事業のうち利用権設定促進事業の活用等により利用調整が進み、市町村域を越えて広域的に経営展開する経営体も増えている中、今後も引き続き、本県農地中間管理機構である(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を担い手の規模拡大や農地集積、分散錯圃解消による農地集約化を支える中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にしながら農地中間管理事業を最大限に活

用していくこととする。併せて、再生困難な荒廃農地の非農地化も一体的に推進し、活かすべき農地の見極めを強化する。

今後、さらに推進すべき分散錯圃解消については、人・農地チーム会議が主体となつた利用調整を推進する。

また、担い手への農地集約化に向け、人・農地チーム会議への県地域整備担当部局、土地改良区等の参画のもと、担い手の要望を十分に踏まえながら、必要な基盤整備事業の活用を推進していく体制を維持していくとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に基づく農業者等の協議の場を設定していく。

こうした取組を推進するため、人・農地チーム会議で、年度ごとの進捗状況の共通認識・連携・機能強化を一層進めるとともに、育成目標・推進目標を踏まえて、農地利用最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地利用の効率化・高度化の促進）の方向性を踏まえた農業委員の活動展開が実現できるよう、取組体制を整えていく。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

日吉津村は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の「第6 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、人・農地チーム会議における情報共有の強化と、育成目標・推進目標を踏まえた農地中間管理事業の活用方法の明確化を図りながら、農業委員会と連携した農地利用最適化推進活動の強化に努めるとともに、本村農業の地域特性、特長を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

日吉津村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①地域計画推進事業
- ②利用権設定等促進事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 協議の場の設置方法

地区計画の協議の場の開催については、多くの農業者、関係機関が参加できるよう、農繁期を避けるなど開催時期に配慮するとともに、ホームページ等を活用し、周知を行う。

また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せ等への対応を行うための窓口を建設産業課に設置する。

#### (2) 参加者

協議の場の参加者は、農業者、村、農業委員、鳥取西部農業協同組合、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、箕蚊屋土地改良区、鳥取県、その他の関係者とする。

#### (3) 地域計画の区域の基準

本村においては、各農業集落の農地が錯綜し、農業集落ごとに区域を明確に区分することが困難なため、地域計画の区域については、人・農地プランの実質化が行われている区域と同様、本村全域とする。

#### (4) 協議すべき事項

協議の場においては、以下に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 地区計画の区域における農業の将来の在り方
- (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- (3) 目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

#### (5) その他地域計画達成に資するための事業に関する事項

日吉津村は、地域計画の策定に当たって、鳥取県、日吉津村農業委員会、農地中間管理機構（公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構）、鳥取西部農業協同組合、箕蚊屋土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置期間中においては、地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。  
(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる

こと。

- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
  - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合することとなる者として農業委員会が作成するあっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
  - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第 7 条第 1 号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関して定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号、以下「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすること

が適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

エ その者が、法人である場合にあっては、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその統制下にある法人ではないこと。

オ その者が個人である場合にあっては、暴力団又はその統制下にある法人の構成員ではないこと。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① 日吉津村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24經營第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号による開発事業計画書を提出させる。

② 日吉津村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる用件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 日吉津村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 日吉津村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 日吉津村農業委員会は、認定農業者で利用権の認定を受けようとする者又は利用権の認定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、日吉津村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 日吉津村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るために、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 日吉津村は、(5)の①の規定による日吉津村農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 日吉津村は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集

積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、日吉津村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 日吉津村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名及び名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し、撤退した場合の混乱を防止するため

の次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途中に契約終了時における違約金支払の取決め

(7) ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

日吉津村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

日吉津村は、日吉津村農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による日吉津村農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を日吉津村の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

日吉津村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

日吉津村は、解除条件付の貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを日吉津村農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

日吉津村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借貸又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 日吉津村長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する

者)に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することが出来るものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 日吉津村は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、日吉津村農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に使用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 日吉津村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を日吉津村の掲示板への告示その他所定の手段により公告する。

④ 日吉津村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 日吉津村農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

日吉津村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地

の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号による農用地利用規程認定申請書を日吉津村に提出して、農用地利用規程について日吉津村の認定を受けることができる。
- ② 日吉津村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 日吉津村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を日吉津村の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以

下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体人の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体人に対する農用地の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 日吉津村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
  - ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農

用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地の利用改善事業の指導、援助

- ① 日吉津村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 日吉津村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、西部農業改良普及所、日吉津村農業委員会、鳥取西部農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構）、等の指導、助言を求めてきたときは、日吉津村地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

日吉津村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 鳥取西部農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るために農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

鳥取西部農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

日吉津村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように

相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

又、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農用地の利用度の向上

日吉津村は、不作付地などの低利用農用地の利用度の向上を図るため、日吉津村農業委員会、鳥取西部農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

### (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

日吉津村は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 土地利用作物を推進するために農業近代化施設の導入を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 水田農業については、日吉津村地域農業再生協議会が策定した水田フル活用ビジョンに基づき、地域の魅力ある產品の産地づくりを進めるとともに、安定した農業経営の確立を図るため、農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 日吉津村人・農地プランの実質化を図り、その実現に向けた取組みを通じて、地域農業を将来にわたって持続可能なものとするよう努める。

エ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (3) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

日吉津村は、日吉津村農業委員会、鳥取県西部総合事務所農林局、鳥取西部農業協同組合、その他の関係団体の役職員、地域代表者等と連携しながら、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等に対して取るべき対応を、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

日吉津村農業委員会、鳥取西部農業協同組合及び箕蚊屋土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、日吉津村は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

については、別に定める。

## 附 則

- 1 この基本構想は、平成7年3月31日から施行する。
- 2 平成14年4月1日改正
- 3 平成18年8月29日改正
- 4 平成18年11月20日改正
- 5 平成22年6月4日改正
- 6 平成26年9月30日改正
- 7 令和3年3月30日改正
- 8 令和5年9月29日改正

## 別紙1（第5の1(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合。

→ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合。

→ その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）

（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

→ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

→ その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

→ その土地を効率的に利用することができると認められること。

## 別紙2（第5の1(2)関係）

1. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる機関その他利用目的に応じて適切と見られる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相違ないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集計計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農業委員会が提供する賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地は、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するようく定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集計計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業共同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集計計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集計計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき日吉津村が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林 水産事務次官通知) 第 6 に留意しながら定め るものとする。		
--	--	--	--

2. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するために利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 の①と同じ	1 混牧林地について は、その混牧林地の近 傍の混牧林地の借賃の 額、放牧利用の形態、 当事者双方の受益又は 負担の程度等を総合的 に勘案して算定する。 2 農業用施設用地につ いては、その農業用施 設用地の近傍の農業用 施設用地の借賃の額に 比準して算定し、近傍 の借賃がないときは、 その農業用施設用地の 近傍の用途が類似する 土地の借賃の額、固定 資産税評価額等を勘案 して算定する。 3 開発して農業用施設 用地とすることが適當 な土地については、1 の②の 3 同じ。	1 の③と同じ	1 の④と同じ

3. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
1 の①と同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1 の③と同じ。この場合において1 の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	1 の④と同じ

4. 所有权の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有權の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有權を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有權の移転の対価の支払期限までに所有權の移転を受ける者が所有權の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有權の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有權の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有權の移転の時期に所有權は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有權の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金基金が所有權の移転を行う場合の取り扱いについては、独立行政法人農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>